

3月25日（火） 法務委員会 質問事項

衆議院議員 階 猛

1 平成20年改正に関して

○ 今回の改正が、平成20年改正の附則の見直し規定と離れた内容となっている理由は何か。【谷垣法務大臣】

○ 少年審判の傍聴制度の導入以降、この制度の利用の申出に対して、どの程度制度の利用が認められているのか。【最高裁判所家庭局長】

○ (仮に制度の認容率が低い場合)、制度の認容率が低い点についての所見を問う。
【谷垣法務大臣】

○ 平成20年の国会審議の際には、モニター傍聴を積極的に検討していく課題として受け止めていきたいとの大臣の答弁があったが、なぜ今回の改正案に盛り込まれていないのか。【谷垣法務大臣】

2 少年の刑の引上げについて

○ 平成16年の刑法改正で成人の刑が引き上げられた際に、なぜ少年の刑も合わせて引き上げなかったのか。【刑事局長】

○ 平成16年の刑法改正の際に少年の刑の引き上げを見送ったのが合理的な理由に基づくのであれば、今回なぜ少年の刑を引き上げるのか。【谷垣法務大臣】

○ 大阪地裁堺支部の判決には、少年の不定期刑について、「本件を機に改めて議論が高まり、適切な改正がされることが望まれる」との指摘があったと承知しているが、これに拘束される必要はないのではないか。【刑事局長】

○ 仮に少年の刑を引き上げるとしても、今回のように、有期刑の分野に限って少年全体につき一律に引き上げるとするのは、十分な検討がされた結果とはいえないのではないか。例えば、現行法上は、死刑や無期刑では、犯行時18歳未満と18歳及び19歳とで取扱いが分かれるように、有期刑についても、年齢に応じた取扱いの違いを設けるべきではないか。【谷垣法務大臣】

○ 犯行時18歳又は19歳と18歳未満の共犯の場合においては、特に死刑又は無期刑が問題となる凶悪犯罪では、刑の不均衡が生じる可能性があるが、この点は検討しなくてもよいのか。【谷垣法務大臣】

3 国選付添人及び検察官関与制度について

○ 家庭裁判所の裁量による国選付添人制度の対象事件の範囲を拡大しても、実際には、国選付添人を付すかは家庭裁判所の裁量によることになるが、どの程度、国選付添人の選任件数は増えるのか。【刑事局長】

○ 家庭裁判所の裁量による国選付添人制度と検察官関与制度の対象事件の拡大について、セットで対象事件の範囲を同じとする必要があるのか。【刑事局長】

○ 検察官関与制度の対象事件の範囲が拡大した場合、実際に検察官が関与する事件はどの程度と見込まれるのか。【刑事局長】

4 国民年金、死亡一時金の不支給について

○失踪宣告を受けた者に係る死亡一時金等の消滅時効の起算点について解釈変更したことで、被害を受けた方を、一刻も早く調査し、死亡一時金をお支払いすべきではないか。【高鳥厚生労働大臣政務官】

○今回の解釈変更は、法務省や外部の意見を聞いた上で行ったのか。【高鳥厚生労働大臣政務官】

○担当課の独断でこのような解釈変更をするのは問題ではないか。人事上の処分をすべきではないか。【高鳥厚生労働大臣政務官】

○このようなことの再発防止に向け、厚生労働省として今後どのような取り組みを行うのか。【高鳥厚生労働大臣政務官】

5 基本法の解釈について

民事及び刑事の基本法を所管する法務省において、今後、他省庁から基本法の解釈についてアドバイスを求められた際には、積極的に対応すべきではないか。【谷垣法務大臣】

6 強制送還中の死亡事故について

ガーナ人の男性が強制送還中に死亡した件において、国に損害賠償を命ずる判決が出され、控訴をしないように求める声が挙がっていることについて。【谷垣法務大臣】